**工賃（賃金）実績報告書　作成要領**

**１　対象事業所**

　　令和５年度中の指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所

　　　※法人内で対象事業所を複数運営している場合は、対象事業所ごとに工賃実績を報告してください。

　　　※多機能型事業所の場合も、対象事業ごとに工賃実績を報告してください。

　　　※従たる事業所を運営している事業所は、主たる事業所と従たる事業所を一体にした形で報告書を作成してください。

**２　提出様式、提出期限、提出先及び提出方法**

　　下記様式を作成のうえ、**令和６年４月３０日（火）**までに電子データを下記担当あてに電子メール送信により提出願います。

なお、電子データ処理の関係上、ファックス及び郵送による提出は控えていただきますよう、御協力願います。

（１）【様式１】令和５年度工賃（賃金）実績報告書

（２）【様式２】令和５年度月別実績報告書

【提出先】和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局

障害福祉課 自立支援班　那須

　　　　　E-mail：**e0404002@pref.wakayama.lg.jp**

**３　提出様式等の掲載**

　　和歌山県障害福祉課ホームページ（以下のURL）に掲載しています。

　　https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/jyusan20/kochinjisseki.html

**４　作成にあたっての留意事項**

（１）提出様式は昨年度から変更していますので、必ず今年度の様式を使用願います。

　（２）令和５年度の途中でサービス種別を変更した場合は次のとおりとします。

ア　就労継続支援A型から就労継続支援B型（またはB型からA型）に変更した場合

変更前と変更後の両方の実績報告をそれぞれ作成してください。

イ　報告対象外のサービスから就労継続支援（Ａ型・B型）に変更した場合

変更後の実績報告のみ作成して報告してください。

　　　ウ　就労継続支援（Ａ型・B型）から報告対象外のサービスに変更した場合

変更前の実績報告のみ作成して報告してください。

　（３）平均工賃（賃金）算定の際は、下記をご参照ください。

　　　ア　平均工賃（賃金）は、**「前年度における工賃支払総額」÷「前年度における開所日1日当たりの平均利用者数」÷１２月**で算定されます。（様式では自動入力）

「前年度における開所日１日当たりの平均利用者数」は、

　　　　前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数で算出されます。

イ　工賃（賃金）の範囲は、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものです。

　　　　　また、記載する工賃（賃金）は社会保険料や食事代実費等を控除する前の額となります。

（４）**提出期限までに工賃（賃金）実績が確定しない場合は、事前に連絡願います**。